

備蓄物資の提供に関する注意事項

1. 転売等の禁止

提供した備蓄物資の転売及び金銭その他の有価物との交換は禁止する。

2. 備蓄物資の提供

- (1) 備蓄物資を提供する前に、沖縄県において本来の備蓄物資としての目的などに使用し、提供できる数量に変更が生じた場合には、提供量の調整を行う。
- (2) 申請者は、備蓄物資の引渡し日時に受け取りができなくなった場合は、沖縄県生活福祉部生活安全安心課（098-866-2187）まで連絡すること
- (3) 備蓄物資は、指定する備蓄物資の保管先まで申請者が取りに来られるか、配送事業者を手配すること。

3. 備蓄物資の品質管理

備蓄物資の提供を受けた団体等(以下「譲渡先」という。)は、備蓄物資の品質が保持されるよう、以下の点を遵守するなど適切に取り扱うとともに、譲渡先から備蓄物資の提供を受けた者(以下「受取者」という。)に対しても適切に取り扱うよう指導する。

- (1) 食品は、食品衛生に悪影響を及ぼす薬品、廃棄物等とは分けて保管するなど、管理に充分注意すること。
- (2) 保管中に汚損又は破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は、受取者に対して譲渡しないこと。
- (3) 受取者に対して、受取者において当該食品等を消費する際に、その形状、色、臭い、味及びアレルギー等について受取者自らが確認の上で、食品として消費するか否かを当該受取者の責任において判断することを申し伝える。
- (4) 譲渡先は、食品を保管する施設の衛生管理(定期的な清掃、採光、照明、換気等)を適切に行うとともに、譲渡先で食品の取扱いに従事する者は、食品衛生に関する研修・講習等を定期的に受講し、食品衛生に関する必要な知見の習得に努めるものとする。

4. 提供物資の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告

譲渡先は、提供備蓄物資の取扱いに関する情報(品目、数量、引渡時期、活用方法、活用数量、その他活用状況が分かる情報)を記録し、これを3年間保存する。また、活用後は、その内容が分かる資料を添付して沖縄県に報告する。

5. 責任の所在

沖縄県は、備蓄物資の譲渡後の事故の責任を一切負わず、譲渡先の責任において法令に従い、原因究明や事後の対応、再発防止策等について誠実に対処し処理するものとする。

6. 備蓄物資の提供

「沖縄県災害時備蓄物資の有効活用に関する要領」第3条第1項第3号に係る備蓄物資の生活困窮者等への提供は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、行政その他生活支援を必要とする個人の支援を目的とする団体等を通じて行う。なお、譲渡先は、受取者に提供する前にやむを得ず備蓄物資を廃棄する場合は、適切に行う。

7. 協議

本注意事項に記載がない事項又は本事項の解釈に疑義の生じた事項については、譲渡先と沖縄県とで誠実に協議の上、解決する。

8. 反社会的勢力の排除等

譲渡先は、自己が現在また将来にわたって反社会的勢力に該当しないこと、また、不当な要求や脅迫、暴力的行為、沖縄県の信用を毀損する行為を行わないことを約する。